

京都市文化財保護事業資金融資規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月17日

京都市長 門川 大作

京都市規則第78号

京都市文化財保護事業資金融資規則の一部を改正する規則

京都市文化財保護事業資金融資規則の一部を次のように改正する。

第9条第3項第2号中「1.4パーセント」を「1.2パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市文化財保護事業資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後に融資の申込みがなされる融資の資金について適用し、同日前に融資の申込みがなされた融資の資金については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)